

全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場費助成要綱

平成 25 年 3 月 22 日

教委要綱

改正 平成 31 年 3 月 22 日

令和 4 年 4 月 22 日

令和 6 年 6 月 5 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、北広島市立中学校の生徒が体育活動又は文化活動に関する大会に出場する場合において、その出場に要する費用を助成することにより、スポーツ・文化に対する意識の向上及び心身の健全な育成を図るとともに、当該生徒の保護者、教職員その他の関係者の費用負担を軽減することを目的とする。

(助成の種類)

第 2 条 この要綱による助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中学校体育連盟大会出場費助成(以下「中体連助成」という。)
- (2) 中学校文化部活動大会出場費助成(以下「文化部助成」という。)

(助成の対象となる大会)

第 3 条 中体連助成の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
- (2) 北海道中学校体育連盟が主催する北海道中学校体育大会

2 文化部助成の対象となる大会は、全国的又は全道的な規模で開催される次に掲げる大会とする。ただし、当該大会に出場するための地方大会その他の予選会が開催されないものを除く。

- (1) 日本放送協会が主催する NHK 全国学校音楽コンクール
- (2) 一般社団法人全日本合唱連盟が主催する全日本中学校合唱コンクール
- (3) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟が主催する全日本吹奏楽コンクール
- (4) その他教育長が特に必要と認めるもの

(助成対象者)

第 4 条 この要綱による助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 北広島市立中学校の学校長の推薦を受けて、前条に規定する中体連助成又は文化部助成の対象となる大会(以下「大会」という。)に出場する生徒(マネージャーを含む。)及び当該生徒を引率する教職員(部活動指導員を含む。以下「教職員」という。)
- (2) 地域の運営団体又は実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ

活動(以下「地域クラブ活動」という。)に所属し、前条に規定する大会に出場する北広島市立中学校の生徒

- 2 前項第 1 号に規定する生徒及び教職員に係る中体連助成及び文化助成については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める人数を超えることができない。
 - (1) 出場する生徒が 5 人以下の場合 教職員 1 人
 - (2) 出場する生徒が 6 人以上の場合 マネージャーにあつては 1 人、教職員にあつては 2 人
- 3 助成対象者のうち、他の団体等から大会の出場に係る経費について助成等を受けている者については、助成対象者としなす。
(助成額)

第 5 条 この要綱による助成の額は、助成対象者の大会への出場に要する次に掲げる費用の額を合計した額とする。

- (1) 交通費
 - (2) 借上料
 - (3) 宿泊費
 - (4) 大会の参加に係る負担金
- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃とし、その額は、北広島市職員の旅費に関する条例(昭和 44 年広島町条例第 17 号)の例により算定した額を上限とする。
 - 3 借上料の額は、助成対象者及び大会の出場のため使用する楽器その他の物品を大会が行われる会場に輸送するため、バスその他の車両を借り上げる場合における費用の額とする。
 - 4 宿泊費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。
 - (1) 道内 9,800 円
 - (2) 道外 1 万 900 円
 - 5 借上料及び宿泊費に係る助成は、大会に出場するために必要な最小限度の日数に係る借上料及び宿泊費について行うものとする。

(助成の申請)

第 6 条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、大会の終了後 30 日以内に補助金等交付申請書(兼実績報告書)(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 事業(計画・実績)書(別記第 2 号様式)
- (2) 補助金等交付請求書(別記第 3 号様式)
- (3) 大会参加者名簿・成績表(別記第 4 号様式)
- (4) 委任状(別記第 5 号様式)

- (5) 大会開催要項の写し
- (6) 大会出場成績を証するものの写し
- (7) 助成金の算定に係る領収証及び交通費の積算根拠資料の写し
- (8) 助成金の振込に係る口座情報の写し
(助成金の交付等)

第 7 条 助成金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和 61 年広島町規則第 10 号)の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(北広島市立中学校における中学校体育連盟大会出場費助成要綱及び北広島市立中学校における中学校文化部活動大会出場費助成要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 北広島市立中学校における中学校体育連盟大会出場費助成要綱(昭和 61 年 7 月 1 日広島町教育委員会教育長決裁)
 - (2) 北広島市立中学校における中学校文化部活動大会出場費助成要綱(平成 9 年 7 月 1 日北広島市教育委員会教育長決裁)

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の北広島市立中学校大会出場費助成要綱の規定による助成金の交付を受けている者は、改正後の北広島市立中学校大会出場費助成要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 4 月 22 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。